



# スポーツ会館ご利用のあんない

青森市スポーツ会館 TEL 017-765-6200

## 1. 利用の手続き

- ① 利用申請は、スポーツ会館に直接申し込んで下さい。  
(電話での空き状況の確認は可能です)  
・申請受付期間は、使用日の6ヵ月前から10日前までです。  
・受付時間は開館時間内となります。
- ② 使用料は前納となっておりますので、必ず使用する前までに納めて下さい。  
・使用の取り止めに関しては、使用料をお支払い頂きますが、下表の条件にて、還付する額が確定しますので、ご確認下さい。
- ③ 利用時には事前準備、原状回復(清掃含む)の時間を含めて使用計画を立てて下さい。備品等の事前準備は当日では間に合わない場合がありますので、各会場の利用方法や備品等を事前に係員と打ち合わせをして下さい。

## 2. 利用について

- ① 開館時間は午前9時から午後10時となっております。
- ② ご利用時は、使用許可書を事務室に提示して下さい。
- ③ 多目的広場を除く施設内は土足厳禁です。必ず室内シューズをご持参下さい。
- ④ スポーツ会館内での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。飲食する際は観覧席でお願いします。
- ⑤ 使用の権利は譲渡したり転貸する事はできません。
- ⑥ 備品は大切に取り扱いして下さい。  
※ 備品等を破損した場合は、速やかに係員に連絡して指示を受けて下さい。

## 3. 利用後について

- ① 使用後の原状回復は、使用者が実施して頂くこととなっております。
- ② 使用後は器具等の整理整頓・清掃を行って下さい。(清掃方法については、係員にお尋ねください)
- ③ お弁当の殻等、ごみはお持ち帰り下さい。退館の際は、お忘れ物のないようお確かめの上、係員の確認を受けて下さい。

### ・使用料の還付について

還付の対象	還付する額(1円未満切捨て) ※使用料を(A)、付属設備等使用料を(B)とします。
① 使用者の責めに帰することが出来ない理由のある場合	(A) + (B) の全額 100%
② 使用日の90日前までに「使用取りやめ届」を出した場合	(A) + (B) の全額 100%
③ 使用日の60日前までに「使用取りやめ届」を出した場合	(A) の70% + (B)
④ 使用日の30日前までに「使用取りやめ届」を出した場合	(A) の50% + (B)
⑤ 使用日の7日前までに「使用取りやめ届」を出した場合	(B) のみ

- \* 駐車スペースの収容能力に限界がありますので、できるだけ公共交通機関を御利用下さい。
- \* 大会等が行われている場合、スリッパや外靴を入れるビニール袋が不足する事もありますので、各自で準備されるようお願いいたします。

その他、何かございましたら係員にお尋ね下さい。